

精道三川台高等学校 運動部活動に係る活動方針

スポーツ医・科学的見地から

- ・ジュニア期におけるスポーツ活動時間について、「休養日を少なくとも1週間に1～2日設けること」さらに「週当たりの活動時間の上限は16時間未満とすること」が望ましい。(公益財団法人 日本スポーツ協会)

スポーツ庁

運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン

学校法人 精道学園

学校法人精道学園 運動部活動の在り方に関するガイドライン

- ・「生徒のバランスのとれた生活と成長の確保」「スポーツ障害の予防」のほか、スポーツ医・科学的な必要性や生徒の発育・発達過程で最高のパフォーマンスの発揮や本人のやる気・意欲の向上のためにも、競技や種目の特性を踏まえつつ、運動部活動において適切な休養日及び活動時間を設定すること。
- ・生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。
- ・生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと。
- ・学校全体として運動部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。



運動部活動に係る学校の実情等

【活動している運動部】

- サッカー
- ソフトテニス
- バスケットボール

【施設等の使用状況】

- サッカー … グラウンド
- ソフトテニス … テニスコート
- バスケットボール… 第2体育館

【強化指定等】

- ソフトテニス … 県の強化指定

本校の活動方針

【部活動のねらい】

- 運動部活動は、学校教育活動の一環として行われる。
- 部活動を通して、生涯にわたってスポーツに親しむ能力や態度を育て、体力の向上や健康の増進を図るだけでなく、生徒の自主性や協調性、責任感、連帯感などを育成するとともに、部員同士が同じ目標に向かって取り組むことで、豊かな人間関係を築くなど、心身ともに健全な育成を図る。

【休養日及び活動時間】

- 原則、週当たり1日以上を休養日とする。
- 1日の活動時間を、原則として平日では1.5時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とする。
- 校長の承認のもと、活動時間が週当たり16時間以内を目安として、最適な活動時間を設定することもできる。

【活動計画立案(大会参加の目安を含む)及び提出】

- 運動部顧問は年間及び毎月の活動計画並びに活動実績を作成、校長に提出する。

【研修参加及び情報の共有、保護者や外部指導者との連携】

- 学校や地域の実態に応じ、スポーツ団体、保護者及び民間事業者等の協力の下、学校と地域が協働・融合した地域のスポーツ環境を整備する。
- 社会教育活動への学校体育施設開放を推進する。
- 保護者の理解と協力をお願いする。

【安全で合理的、かつ効率的・効果的な活動の推進のための取り組み】

- 校長及び運動部顧問は生徒の心身の健康管理、事故防止、体罰等の根絶を徹底する。
- 校長及び運動部顧問は、熱中症事故の防止等について万全の対策を行う。
また、関係団体と連携し、大会の延期や見直し等、柔軟な対応を働きかける。
- 運動部顧問は中央競技団体が作成・公開する「指導の手引」とともに、平成26年1月に長崎県教育委員会が作成した「運動部活動指導の手引」を活用し、指導を行う。

【生徒のニーズを踏まえた運動部設置の検討】

- 生徒数を考慮したうえで、生徒の多様なニーズに応じた活動ができる運動部の設置を検討する(体力づくりを目的とした活動等)。

精道三川台中学校 運動部活動に係る活動方針

スポーツ医・科学的見地から

・ジュニア期におけるスポーツ活動時間について、「休養日を少なくとも1週間に1～2日設けること」さらに「週当たりの活動時間の上限は16時間未満とすること」が望ましい。(公益財団法人 日本スポーツ協会)

スポーツ庁

運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン

学校法人 精道学園

学校法人精道学園 運動部活動の在り方に関するガイドライン

- ・「生徒のバランスのとれた生活と成長の確保」「スポーツ障害の予防」のほか、スポーツ医・科学的な必要性や生徒の発育・発達の過程で最高のパフォーマンスの発揮や本人のやる気・意欲の向上のためにも、競技や種目の特性を踏まえつつ、運動部活動において適切な休養日及び活動時間を設定すること。
- ・生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。
- ・生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと。
- ・学校全体として運動部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。



運動部活動に係る学校の実情等

【活動している運動部】

- サッカー
- ソフトテニス
- バスケットボール

【施設等の使用状況】

- サッカー … グラウンド
- ソフトテニス … テニスコート
- バスケットボール… 第2体育館

本校の活動方針

【部活動のねらい】

- 運動部活動は、学校教育活動の一環として行われる。
- 部活動を通して、生涯にわたってスポーツに親しむ能力や態度を育て、体力の向上や健康の増進を図るだけでなく、生徒の自主性や協調性、責任感、連帯感などを育成するとともに、部員同士が同じ目標に向かって取り組むことで、豊かな人間関係を築くなど、心身ともに健全な育成を図る。

【休養日及び活動時間】

- 原則、週当たり1日以上を休養日とする。
- 1日の活動時間を、原則として平日では1.5時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とする。

【活動計画立案(大会参加の目安を含む)及び提出】

- 運動部顧問は年間及び毎月の活動計画並びに活動実績を作成、校長に提出する。

【研修参加及び情報の共有、保護者や外部指導者との連携】

- 学校や地域の実態に応じ、スポーツ団体、保護者及び民間事業者等の協力の下、学校と地域が協働・融合した地域のスポーツ環境を整備する。
- 社会教育活動への学校体育施設開放を推進する。
- 保護者の理解と協力をお願いする。

【安全で合理的、かつ効率的・効果的な活動の推進のための取り組み】

- 校長及び運動部顧問は生徒の心身の健康管理、事故防止、体罰等の根絶を徹底する。
- 校長及び運動部顧問は、熱中症事故の防止等について万全の対策を行う。
また、関係団体と連携し、大会の延期や見直し等、柔軟な対応を働きかける。
- 運動部顧問は中央競技団体が作成・公開する「指導の手引」とともに、平成26年1月に長崎県教育委員会が作成した「運動部活動指導の手引」を活用し、指導を行う。

【生徒のニーズを踏まえた運動部設置の検討】

- 生徒数を考慮したうえで、生徒の多様なニーズに応じた活動ができる運動部の設置を検討する(体力づくりを目的とした活動等)。